

妊娠の届出と妊婦健康診査



妊娠したら、保健福祉センター（保健所）に妊娠届出書を出し、「母子健康手帳」を受け取ってください。「母子健康手帳」は、妊娠中の経過や出生後の子どもの発育や発達などを記入する大事な記録で、小学校に入る時は健康診断の参考になるので、大切に保管しましょう。また、保健福祉センターでは、妊産婦や乳幼児のためのさまざまな保健サービスを提供しています。

もっと見る

- 福岡在住 <https://www.fcif.or.jp/information/living/pregnancy-and-birth/>
- 母子健康手帳（こども家庭庁）
<https://www.cfa.go.jp/policies/boshihoken/techou>

1. 妊娠の届出と母子健康手帳の交付

- 妊娠が判明した場合は、速やかに居住する市町村に報告してください。
- 市町村は、妊娠を届出た方に以下のものを提供します。

1. 母子健康手帳の交付 ※福岡市に外国人登録されている方は、申請により外国語版を無料で交付します。
2. 公費で健康診断を受けられる妊婦のための診察券または補助券の発行。
3. 保健師・助産師による健康相談
4. 妊婦と父親のためのクラス

2. 妊婦健診

- 定期的に医師や助産師を受診し、健康管理のアドバイスを受け健康管理に取り組みましょう。
- 妊婦健診の標準的な受診頻度は、以下のとおりです。

1. 妊娠初期から23週まで4週間に1回
2. 24週から35週まで2週間に1回
3. 36週から出産まで週1回

3. 保健師・助産師による健康相談

保健師や助産師が自宅を訪問し、妊娠・出産・育児に関するアドバイスをを行います。

4. 妊婦と父親のためのクラス

市町村は、妊婦や父親を対象に、妊娠、出産、育児、栄養に関する教室を開いています。各市区町村に確認ください。